

第 6 回国立大学法人信州大学経営協議会議事要録

日 時 平成17年 3 月23日(水) 11時00分～12時35分
場 所 教育学部 第一会議室
出席者 小宮山学長，藤沢，渡邊，野村，竹本 各理事，勝山副学長
内田，大和田，鹽野，茅野，安川 各委員
梶谷，堀井 各監事
欠席者 白井理事，大崎，坂本 各委員

前回議事要録確認

議長から，第5回議事要録について諮り，確認された。

議 題

1 平成17年度計画について

藤沢理事から，平成17年度計画(案)策定に当たっての経緯，平成16年度計画の実績報告日程等を考慮した今後のPDCAに関する方策等について説明があった後，資料No.1に基づき，特に留意願いたい計画事項を中心に平成17年度計画(案)の内容について説明があった。

引き続き，議長から，このことについて諮り，委員から次の意見が出された。

(発言要旨)

これまで申し上げてきた意見が具体的に盛り込まれている。

「グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性，課題解決能力を備えた人材育成」は全学に共通する問題である。学生が自主的に研究を行うことを原点に置いているが「進展し変容する社会からの要請」が政府からは明確に示されていない。国内的には，経済諮問会議がまとめている未来像を参考にしていきたい。

部局毎に固有の目的がある。それぞれの立場や違いをどのように位置付けていくのかというところに意義がある。

継続的，恒常的にカリキュラムを見直していくことは，大切なことである。

卒業後の進路について真剣に取り組むことも大切である。

〔この他に，教養教育の重要性，研究発表機会の促進，大学として重点的に取り組む領域に関して意見が述べられた。〕

教育研究に関わる事項については，教育研究評議会において議論されてきたところであると思われる。

事務組織の在り方に関する全体像が見えてこない。

人事制度ワーキング・グループ，コンサルタント会社の協力，組織開発イニシアチブグループ等により検討されているとのことであるが，その点をもう少し詳細に明記してよいのではないか。

私立大学における事務組織には，様々な形態の体制があるので参考にしてほしい。

事務組織の見直しを行うには、まず、事務の簡素化を行うことが先決である。

法人化前の「予算定員」が、今後どのように取り扱われて行くのかという点に不安があるとのことであるが、そのような問題は単独の対応では困難である。国立大学法人全体で交渉を行うべきである。

予算、収支計画及び資金計画に関して、平成16年度実績、平成17年度見込みを検証していく場合に、様々な変動要因を一目瞭然に分析できるようにする観点から、セグメントの会計を実行できるようシステムの整備を図っていただきたい。

「決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。」としているが、これをどのように決めるのかという手順、どのようなものにどのように充てていくのかという考え方を整理していただきたい。

昨年4月8日の日本経済新聞に、法人化された国立大学に国が現物出資した土地・建物等の財産額が一覧表により掲載されており、それによると信州大学の総額は1,270億円になっていた。これは平成16年12月10日に開催された第4回経営協議会で示された資料による総額とに相違がある。この点は、まず明確にしておかなければならないので、決算において、次回、6月頃になると思われるが、開始時のバランスシートにおける資産評価をどのように行ったのかという基準を示してほしい。

委員からの意見に基づく審議の後、指摘のあった事項等を踏まえ今後の手続きを行うこととし、本件は承認された。

2 平成17年度予算配分方針（案）について

財務部長から、資料No. 2に基づき、平成17年度予算配分方針（案）について説明があった後、議長から、このことについて諮り、委員から次の意見が出された。

（発言要旨）

これは、国の予算配分計画のように見える。経営的には、本部、部局が責任を持つもの、横断的に支援し直轄して責任を持つもの等を、内部的で結構だが明確に区分しておいた方がよい。

目的別に一括管理するため本部留保分が増えたとのことであるが、それだけ学長のリーダーシップが問われることとなる。

例えば各部局に対する外部からの援助がある場合、どのように見ればよいのか。参考にもなるので、外部資金を含めた資料を次回以降に示してほしい。

国立大学協会等を通じて免税制度を訴えた方がよい。信州大学のモデルを構築し、人文科学系においても科学研究費補助金等の獲得に努力した方がよい。

委員からの意見に基づく審議の結果、平成17年度予算配分方針（案）は原案のとおり承認された。

報告事項

1 国立大学法人信州大学組織規則の全部を改正する規則について

2 国立大学法人信州大学経営協議会規程の一部を改正する規程について

議長から、報告事項1「国立大学法人信州大学組織規則の全部を改正する規則」については、前回2月18日（金）に開催された第5回経営協議会において指摘のあった事項を踏まえ修正を図った後、所要の手続きを行い制定したものであること、また、報告事項2「国立大学法人信州大学経営協議会規程の一部を改正する規程」については、前者の改正に伴い規定整備を図ったものであることの説明があった後、総務課長から、資料No. 3及び4に基づき、各規則等の制定理由、改正内容、施行日等について報告があった。

3 国立大学法人信州大学医学部附属病院経営委員会規程について

議長から、本規程は、医学部附属病院における経営に関する重要事項を審議するための委員会について規程を制定したものである旨の説明があった後、総務課長から、資料No. 5に基づき、制定理由、制定内容、施行日等について報告があった。

4 平成17年度会計監査人候補者の選定について

財務部長から、資料No. 6に基づき、本法人における平成17年度の会計監査人候補者として中央青山監査法人を選任し、文部科学大臣の選任を依頼した旨の報告があった。また、昨日、中央青山監査法人が選任された旨の通知があった旨の報告があった。なお、会計監査人候補者の選任に当たっての過程について質疑応答が行われた。

5 その他

委員から、本日の議題を通して次の発言があり、意見交換が行われた。

- ・ 中期経営計画があれば、本来は、収支見込についても中期経営期間に対応したものがなければならない。現在は移行段階ということもあり、ある程度やむを得ないことであると思われるが、将来の見通しを立てる上でも、できるだけ早期に想定現状による人的計画、物的計画を前提とした収支計画を立てておいた方がよい。
- ・ 「全学をあげて環境マインドをもつ人材を育てる。」と宣言しているが、個性的なものであり信州大学の教育目標の一つでもあるので、平成17年度計画においてもう少し具体的に表現した方がよい。

委員から、アメリカ合衆国における特許法に関連して、特許申請を行う際における注意点について情報提供があった。

議長から、次回経営協議会の開催予定について発言があり、6月中に開催することが確認され、具体的な日程調整を行うこととなった。

以 上